

丁韞良の生涯と『万国公法』漢訳の史的背景

周 圓*

- I はじめに
- II 出生と教育 — インディアナ
- III 旅立ち — 南中国へ
- IV 公使団書記官のつとめ — 天津条約の締結交渉
- V 上海から北京へ — 『万国公法』漢訳
- VI 教師、そして校長として — 京師同文館の創設と発展
- VII 日清戦争勃発 — 晩年の丁韞良
- VIII むすびにかえて

I はじめに

近代的国際法は、17世紀中葉にヨーロッパで確立し、その後長らくヨーロッパの国際秩序を規律するもの——いわゆる「ヨーロッパ公法」——として機能していたが、欧米列強の世界戦略の展開に伴い、19世紀中葉になってついに東アジアに伝来した。以降東アジア諸国は、それぞれ、古来の世界観と伝統的な相互関係から離脱し、列強との実力差がもたらす様々な不利を被りながらも、西欧的国際法を受容する難路へと乗り出した。その受容の過程に関する研究は、日本では1920年代、中国では1930年代、韓国では少し遅れて1970年代から始まり、近年になってますます盛んに行われるようになった¹⁾。それらの研究を通じ明らかになったことのひとつに、東アジアにおける国際法を受容に当たり、アメリカの宣教師ウィリアム・アレクサンダー・パーソンズ・マーティン (William Alexander Parsons Martin, 1827-1916, 漢字名・丁韞良) およびその訳書『万国公法』が非常に重大な役割を發揮した、という点が挙げられる²⁾。

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第9巻第3号2010年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 韓相熙氏の連載論文四篇(2007-2008)は、日中韓の研究者による「19世紀東アジアにおける国際法を受容」に関する研究の全体像を学説史的アプローチの下で整理している。各国における関連研究の現状と特徴を把握するのに非常に有益なものである。

丁韞良の漢訳『万国公法』は、1864年11月に北京で刊行された³⁾。同書は、翌年に日本で作られた翻刻版⁴⁾、および数年後に出された和訳本と注釈書⁵⁾を介し、幕末から維新时期初期にかけての日本にも一定の影響を及ぼしたとされ、それゆえ日本の国際法学界でも長きにわたって日本における国際法受容の一環として言及されてきた。しかし、この『万国公法』の原書であるホイートンの『国際法原理』を丁韞良の漢訳を介することなく直接に和訳したものの存在⁶⁾や、漢訳『万国公法』が伝来した直後からホイートン以外の西洋の著名な国際法学者による著作の和訳本が相次いで上梓されたこともあり⁷⁾、丁韞良の訳書が日本における国際法受容の過程の中で最も中心的な役割を果たしていたとは言い難いと考えられたためか、日本における従来の研究は必ずしも漢訳『万国公法』に焦点を当てているわけではなく、また訳者丁韞良に関しては簡単な紹介にとどまる場合がほとんどであった。

こうした状況は、韓国の学界でも見受けられる。李朝後期の朝鮮が開港・開国し近代的国際法体制へと加わっていく歴史を対象とする研究によれば、丁韞良の漢訳『万国公法』は、北京で公刊された後比較的早い段階で中国から直接朝鮮へ持ち込まれていた可能性が非常に高く⁸⁾、少なくとも、江華島条約締結の翌年

2) 韓相熙(2007-2008)。

3) 『万国公法』初版の時期について、従来の研究の中で、1864年11月と1865年1月との二説が存在している。本稿「上海から北京へ—『万国公法』漢訳」参照。

4) 恵頓著、丁韞良訳、西周訓点『万国公法』(京都崇実館存版、開成所翻刻、慶応元年)。

5) 丁韞良の漢訳に基づく和訳本と注釈本としては、鄭右十郎・吳碩三郎共訳、平井義十郎校閲『和解万国公法』(未刊、1868)、堤穀士志訳『万国公法訳義』(御書物製本所版、1868)、重野安繹訳注『和訳万国公法』(鹿兒島藩、1870)、高谷竜州注釈、中村正直批閲及び序文『万国公法蠡管』(済美齋、1876)などがある。これらについては、住吉(1969)及び(1973)参照。

6) 丁韞良の漢訳を介しない和訳本としては、瓜生三寅訳『交道起源 一名万国公法全書』(京都竹苞楼、1868)、大築拙蔵訳『恵頓氏万国公法』(司法省、1882)などが挙げられる。これらについては、住吉(1969)及び(1973)参照。

7) シモン・フィッセリング口述、西周助訳『和蘭畢洒林氏万国公法』(竹苞楼・瑞巖堂、1868)、セオドア・D・ウールジー著、箕作麟祥訳『国際法 一名万国公法』(弘文堂、1873-1875)、ジェームズ・ケント著、蕃地事務局訳、大音竜太郎校正『堅土氏万国公法』(蕃地事務局、1876)、ヘンリー・ウェイガー・ハレック著、秋吉省吾訳『波氏万国公法』(有麟堂、1876)、オーガスト・ウィルヘルム・ヘフター著、荒川邦蔵・木下周一共訳『海氏万国公法』(司法省、1877)などがある。これらについては、住吉(1969)及び(1973)参照。

1877年に朝鮮の外交官が日本公使からその寄贈を受けたことについては確実な記録が残されている⁹⁾。しかし、関連研究の多くは、『万国公法』及び丁韞良の手になる他の国際法関連訳書の朝鮮半島における受容過程を対象とするものであり、訳者である丁韞良自身を中心的に取り扱う考察はさほど多くないというのが現状である。

日本と韓国のこうした状況に比べ、中国の学界では漢訳『万国公法』とその訳者丁韞良に対する注目度は格段に高く、この二つの事項はむしろ中国における国際法受容に関連する研究の中で常に議論の焦点となってきた。アヘン戦争直前の1839年に林則徐が英国政府と交渉するためにヴァッテル『国際法』の一部を翻訳させたことが、中国が西洋の近代的国際法思想に触れる契機となったことは言うまでもないが、国際法が初めて体系的に中国へ紹介されたのは、他ならぬ丁韞良による漢訳『万国公法』の刊行による、とする見解はすでに通説となっている¹⁰⁾。しかし、丁韞良がその翻訳作業に着手した経緯および『万国公法』が中国にもたらした影響をめぐっては、研究者の間で意見が分かれている。西欧列強と宣教師丁韞良が結託し清政府に不平等条約を遵守させるために国際法の知識を紹介したのであって、いわば『万国公法』の成立は帝国主義的政策を実現するための手段に過ぎなかった、という批判的な観点が1980年代に共通見解として形成されていた¹¹⁾が、その後、『万国公法』刊行の背後に、西洋の国際法知識を求める清政府の自主的な努力も存在していたという意見が徐々に有力になり、また、『万国公法』の与えた積極的な影響を強調する声も挙げられるようになってきた¹²⁾。この論調は、法学者のみならず、歴史学や宗教学、言語学、教育学など多様な専門領域に属する研究者にも支持されており、彼らによって中国に長期間滞在した丁韞良の業績が幅広い分野で考察されるようになり、また、彼のそうした活動の動

8) この見解は、李光麟、金容九、キム・フンスなどの研究者に支持されているが、決定的な証拠となり得るものはまだ見つかっていない。これらについては、韓相熙 (2007年12月) 参照。

9) 韓相熙 (2007年12月)。

10) 中国における国際法受容の端緒について、中国の学界では1640年代、1680年代、1839年、1864年、という四説が存在する。これらについては、田涛 (2001), pp. 17-22 参照。

11) 王維俊 (1985)、Wang (1985) など。

12) 何勤華 (2001) など。

機と意義に関しても多種多様な評価がなされている¹³⁾。

しかしながら、そもそも国際法の領域における丁韞良の活動に関してさえ、まだ十分に究明されたとは言い難い。丁韞良は、激動の近代中国で長い生涯を送り、各国から来た使節と宣教師の間で広い人脈を築いたばかりでなく、清政府の高官たちとも良好な交遊・協力関係を保っていた。彼は、清政府と列強が交渉する際の通訳と仲介役を度々務めることによって清朝後期の外交実務に携わり、また、西洋の著作を翻訳出版したり官学での教育と教務を担当したりして中国、さらに東アジア地域に国際法を含む「西学」の知識を広めた。このような重要な立場にいた人物が国際法を如何に理解し、また、それを異文化圏の人々に向かってどのように伝えたのか、という問題を究明することは、このとき初めて国際法に接触した東アジア各国の政府と思想界の認識と態度をめぐる研究と同様に、19世紀後半東アジアにおける国際法受容の全貌を解明するにあたって非常に重要な意味を有している。本論は、その一環として、まず、丁韞良の著述および清政府の残した記録をもとに、丁韞良の経歴と彼の国際法に対する見解を分析したい。このような作業は、また、丁韞良の複雑な人物像を正しく理解することにも繋がると思われる。

II 出生と教育 — インディアナ

ウィリアム・アレクサンダー・パーソンズ・マーティンは、1827年4月10日にアメリカ・インディアナ州リボニア市で生まれた¹⁴⁾。父ウィリアムと母スーザンの間には1811年の結婚以来、すでに5人の娘と2人の息子が儲けられていたため、この新生児は一家の8番目の子となった。長老派宣教師として熱心に活動していた父親は、長男と次男が誕生した際と同様に、三男にも当時の著名な宣教師

13) 例えば、張劍《〈中西见闻录〉述略—兼評其对西方科技的传播》,《复旦学报(社会科学版)》(1995年第4期)、王美秀《丁韞良的中国宗教观》,《北京大学学报(哲学社会科学版)》(1995年第2期)、段琦《丁韞良与西学东渐》,《世界宗教研究》(2006年第1期)などがある。また、近年沈弘などの翻訳により、丁韞良の著作の一部が中国語に訳され、出版されている。たとえば、《花甲记忆—一位美国传教士眼中的晚清帝国》(广西师范大学出版社, 2004)、《中国觉醒—国家地理,历史与炮火硝烟中的变革》(世界图书出版公司, 2010)、《汉学菁华—中国人的精神世界及其影响力》(世界图书出版公司, 2010)などがある。

14) Covell (1978), p. 10.

の名にあやかった命名を行った。ちなみに、ウィリアム・アレクサンダーは、アメリカンボード (ABCFM)¹⁵⁾の派遣でサンドイッチ諸島 (現ハワイ諸島) へ旅立った自らの兄弟の名前であり、パーソンズは、こちらもアメリカンボードの命によりパレスチナのユダヤ人への伝教に赴いたリーヴァイ・パーソンズ (Rev. Levi Parsons, 1792-1822) を記念するものであった¹⁶⁾。このような名を授けることで父親から寄せられた期待は、息子ウィリアム・アレクサンダーの後の人生に大きな影響を及ぼすこととなった。

マーティン家の敬虔で厳肅な雰囲気と裏腹に、息子ウィリアム・アレクサンダーは、活発な少年時代を送っていたという。しばしば2歳上の兄サミュエルとともに近所の森へ潜り込み、水泳や狩猟、釣りなどの遊びを楽しんでいたと伝えられている¹⁷⁾。しかし一方で、4歳頃から周りの影響でラテン語の宗教用語を覚え始め¹⁸⁾、地元の学校への入学後も教育熱心な父親の指導の下でギリシア語やヘブライ語の学習を重ねるなど、幼少期から神学と語学の素養を身につけていた¹⁹⁾。また、1834年にある宣教師と結婚した長姉マーサが、夫とともにアメリカンボードにより南アフリカへ派遣され、5年の布教活動の後に帰国するという出来事があった。マーサの南アフリカからの手紙や、帰国後に彼女が直接語った刺激に満ちた冒険的な経験は、幼い弟たちの心に海外の世界に対する大いなる興味を芽生えさせたという²⁰⁾。

1843年、2人の息子サミュエルとウィリアムがインディアナ大学へ入学したことを契機として、一家は大学が置かれていたブルーミントン市に転居した。おそらく、創設当初のインディアナ大学は長老派の強い影響の下にあり、ブルーミントンも若者の育成にふさわしい素朴な町であるということから、このような決定

15) American Board of Commissioners for Foreign Missions (米国海外宣教委員評議会)。1810年マサチューセッツ州及びコネチカット州の会衆派教会によって設立された米国初の超教派的海外宣教団体。1957年に会衆派教会と福音改革派教会の合同に伴い United Church Board for World Ministries と改称し、今に至っている。

16) Ibid., p. 7.

17) Ibid., p. 13. また、Martin (1896), p. 212 も参照。

18) Covell (1978), p. 10.

19) Ibid., p. 13.

20) 丁韋良が1896年に記した、マーサの死をうる追悼文での述懐による。Ibid., p. 7.

がなされたのではないだろうか²¹⁾。しかし、現実には徐々に長老派の色を排除し世俗の色を強めつつあったインディアナ大学のカリキュラムは、結局のところマーティン家が息子たちに会得することを望んでいた宗教教育を十分に満たすものとは言えず²²⁾、それゆえウィリアム・アレクサンダーは、1846年、ニューオルバニーの長老派神学校 (New Albany Theological Seminary) に再入学し、聖書とカルヴァン主義神学の学習を続けることになった²³⁾。

ブルーミントンの短い大学時代に関して、当時のウィリアム・アレクサンダーの人柄を表すあるエピソードが伝えられている²⁴⁾。1845年、自らの勉学を支える資金が母親の所有する奴隷たちの労働からもたらされたものだと知った彼は、奴隷制に反感を抱いていたことから憤慨し、経済的自立を目指し、学長ワイリーの紹介でレヴェンワースにある小さな学校で教職に就き、卒業までそこで働いて2年間の学費と生活費を賄った、というのである。その後、ウィリアム・アレクサンダーが奴隷制について何らかの態度を示すことはなかったが、中国へ布教に行くことを初めて思い立ったのは、このレヴェンワースの学校で教えていた間だと推測される。

彼がこのような思いつきを得た裏には、アヘン戦争で大敗を喫した清朝中国が列強の圧力で鎖国政策を放棄し、外国商人と宣教師に港口を開放したという背景があった。地球の裏側であるインディアナにありながら、彼は、アヘン戦争とその後の時局の変化に関する情報を入念に収集しており、半世紀経った後自叙伝の中でこの戦争の性質を次のように分析している²⁵⁾。曰く、アヘン戦争は、そう呼ばれているにもかかわらず、決して東インド会社製アヘンの輸出市場を拡大するための戦争ではない。イギリスは、自国民の利益が中国で不当に侵害されたこと、使節が中国で正しい待遇を与えられなかったこと、並びに、中国皇帝の派遣した大臣が女王を侮辱したことにより正義の戦争を発動したのである、と。彼のアヘン戦争に対するこうした認識は、当然のことながら、中国人の一般的理解と大き

21) Ibid., p. 13.

22) Ibid., p. 14.

23) Ibid., p. 18.

24) Ibid., p. 19.

25) Martin (1896), pp. 19-23.

くかけ離れたものであった。ただし他方で、彼は、アヘンが中国にもたらした深刻な害毒を認めて、イギリス政府が清から賠償を得てより後には条約の中にその販売を禁止する条項を入れ、また、アメリカ公使もより早い段階からアヘンの取り締まりを唱えるべきだったとも述べている。

ニューオルバニーの神学校に再入学を果たしたウィリアム・アレクサンダーは、しかしながら、かの地の教授陣の薄弱ぶりと同窓生たちの学識不足に深く失望を感じ、宣教師となる理想を留保し、オハイオ川対岸のケンタッキー州ルイヴィル市にある教会学校で教鞭を執ることになった²⁶⁾。教会学校の若き教師となったウィリアム・アレクサンダーであったが、しかしながら、ある日のこと、母親と姉に会いに行くために川を渡るボートの船中で重大な決意をすることとなった。彼は、そこで、あるフランスの歴史小説を読んでいたのであるが、そこに描かれた道徳の退廃ぶりに痛心するあまり、小説を川に投げ捨て、宣教師となる決心を固めたという²⁷⁾。

ウィリアムは、ニューオルバニーの神学校に復学した。しかし、神学校での学習内容と学生生活は、彼にとって宣教師の資格を付与する以外の意味はなかったようである²⁸⁾。1848年6月30日に神学校から宣教師の資格を授与された彼は、翌年1月10日にはアメリカンボードに対し中国か日本を派遣先とする希望を提出している。その希望はほどなくして受理され、1月29日には中国のアモイで宣教する旨の辞令が彼の元に下された。ウィリアムは長老派ニューオルバニー教区において海外での宣教任務を任せられる最初の者となったのであり、ゆえにこの任命は教区全体を興奮させたという²⁹⁾。

ウィリアムの派遣先は、しかしながら、後に、アメリカンボード側の事情により、中国の寧波へ変更された。というのも、この時期に兄のサミュエルも宣教の資格と任命を獲得していたことから、アメリカンボードは、2人を一緒に望厦条約で入手した通商港口都市寧波へ派遣し、そこで宣教の基盤を作り上げることを

26) Covell (1978), p. 19.

27) Ibid., p. 21.

28) Ibid., p. 25.

29) Ibid., p. 26.

優先させ、しかるのちに中国南部への布教活動を開始する、という思惑を有していたのである。この新たな辞令は1849年11月12日に交付された。ウィリアム・アレクサンダーと、その10日前に結婚したばかりの妻ジェーン、兄であるサミュエル夫婦、そしてアメリカンボードの派遣を受けたもう一組の宣教師夫婦が中国へ向かって出発したのは、11月23日のことであった³⁰⁾。

Ⅲ 旅立ち — 南中国へ

ウィリアム・アレクサンダー一行を乗せた「藍島 (Lantao) 号」³¹⁾は、ボストンからの134日の航海を経て、1850年4月10日に香港に到着した。この記念すべき日は、彼の23歳の誕生日でもあり、このことから若き宣教師ウィリアム・アレクサンダーの心には、神に奉仕し東方の異教徒を改心させるという宗教的熱情が満ち溢れ、その日の日記には数多くの美しい願望が綴られていたという³²⁾。より多くの町を訪問したいと考えたウィリアム・アレクサンダー夫婦は、客船で直接北上するサミュエル夫婦と香港で別れて、ボートを借り、港町を転々と渡る路線を選んだ。道中にはさまざまな危険も潜んでいたが、彼らは無事に広州、マカオ、アモイ、福州と舟を進め、現地の西洋人有力者と知り合い、宣教師の活動を見学し、中国の風習を観察し、各種の情報を収集した³³⁾。特筆すべきは、このとき広州で、それに先立つ11年前、林則徐の依頼でヴァッテルの『国際法』の一部を漢訳していたピーター・パーカー (Peter Parker, 漢字名・伯駕)³⁴⁾と出会ったことである。ウィリアム・アレクサンダーの記憶によると、彼が人生において初めて聞いた中国語による宣教は、パーカーが広州の街頭で行ったものだったということだが、2人が国際法の翻訳を話題にしたという記録は残っていない。

30) Ibid., p. 27.

31) この船名の表記に関しては、丁韪良の自序伝に“Lantao”と記名され (Martin (1896), p. 17)、その中国語訳では「藍島」となっている (沈弘等译《花甲记忆——一位美国传教士眼中的晚清帝国》、3頁)。

32) Martin (1896), p. 19. ちなみに丁韪良が老いて後に述懐して曰く、この日記が海に落ちたおかげで後日恥ずかしい思いをしなくて済んだ、とのことである。

33) Ibid., pp. 19-50.

34) 宣教師、医者。アメリカンボードの任命で1834年10月に広州へ到着、翌年11月に広州で眼科病院を開設。林則徐と交流があり、1839年にヴァッテルの著作の英訳を漢訳するよう依頼される。1855年前後にアメリカ公使に就任、退職後ワシントンへ帰る。

寧波に到着した後、彼は、早速中国語の学習に着手した。当時、そうした学習に役立つような教科書や参考書がまったく存在しなかったため、彼は、欧文の母音と子音を参考にして独力で漢字の音声表記システムを作り上げた。このシステムは、その後、中国語を初めて学ぶ宣教師の間で好評を得、また中国の子供や文盲の識字にも効果的だったといわれている³⁵⁾。この若き宣教師が言語の才能に恵まれていたことは明らかであった。彼は、わずか半年ほどの中国語学習の後に早くも中国語による宣教活動を始め、さらに半年後にはすでに大量の語彙を覚え、中国人と自由に意思疎通できるようになっており、さらに半年後には、中国語で賛美歌すら書けるようになったという³⁶⁾。また、話し言葉だけでなく書写用の漢文も学習し、1854年にキリスト教の教義を宣伝する『天道溯源』を著するほどの文章力を備えていた。彼はまた、5年の時間を費やし、儒家の經典とされる四書五経を通読し、漢文の読み書き能力を向上させたのみならず、儒家思想に対する理解をも深めた³⁷⁾。それは、後日彼が清の官僚・知識人と良好な関係を保つことのできた一因と考えることもできるかもしれない。

また、彼が中国での活動の円滑化を図り丁韞良という漢字名を使い始めたのはこの時期のことだと思われる³⁸⁾。中国語において「丁 (ding)」はファミリーネームである“Martin”の後半と、「韞良 (wei-liang)」はファーストネームである“William”と、それぞれ発音が近似していることからの当て字であったことは明らかだが、彼が実際にどのような経緯でこの三字を決めたかは不明である。後日、彼は、中国の知識階層の習慣に従い、「韞良」という「名」のほかに、「字」として「冠西」、「号」として「惠三」も名乗るようになった。「惠三 (de-san)」は「德三 (de-san)」と書く場合もあり、おそらくミドルネームの“Alexander”の一部を当て字にしたものであろうが、「冠西」は親交を深めていた恭親王奕訢

35) Ibid., pp. 54-57.

36) Ibid., pp. 57-58.

37) Ibid., p. 58.

38) 『天道溯源』の1854年初版には、著者として漢字名である丁韞良と記されている。それより以前の記録は未見だが、寧波で正式に布教活動を展開する以前においては、彼は、主に中国滞在の西洋人と接触しており、漢字名を使う必要がほとんどなかったことを考えるならば、漢字名を使い始めたのは寧波において、と推測するのが妥当であろう。

から「中国の古典と文化に対する理解が西洋人の中で無類である」という賞賛の意味を込めて贈られたものだという³⁹⁾。「字」や「号」についてはともあれ、本論においても以降は彼を尊重し、「丁韞良」という名乗りをを用いたい。

話を丁韞良の寧波における活動に戻そう。彼は、寧波の状況に慣れると、すぐさま布教活動に尽力し始めた。彼は、長老派から郊外の住宅を斡旋されていたが、環境面で優れていたにもかかわらずこれを断り、一般市民との交流を重視して市内に住居を構えた⁴⁰⁾。教会や街頭での説教による信者の獲得や、庶民階級の少年を対象とする小規模の教会学校を2箇所創立するなど、ここでの彼の活動はそれなりの成果を挙げていたように思える。仮にこうした状況がそのまま続いていたとしたら、彼も兄サミュエルと同様に、中国での布教任務に数年間従事した後退職し、帰国することになっていただろう⁴¹⁾。しかし、当時の中国社会はまさに激動の最中にあり、その時代の大浪に彼も巻き込まれずにはいられなかった。

1851年、広西省で太平天国と称した武装蜂起が発生する。反逆者たちはたちまちのうちに勢力を拡大し、翌年にはすでに世界中の新聞で注目されるようになり、1853年に入ると南京を占領して、清政府と国を二分するといわれるほどの規模にまで発展した。反逆者たちの軍事的成功は、清の統治を危うくし中国の政治情勢を左右しかねないものとして、列強に衝撃をもって受け止められた。加えて、キリスト教の教義で唱えられる「天国」を地上で実現せんとする彼らの信仰もまた、宣教師たちを大いに興奮させるものであった。当時まだ若く、好奇心旺盛だった丁韞良も、この信仰に支えられた反逆者集団に大いなる興味を覚え、中国在留の米国民に対し太平天国との接触を禁じる旨のアメリカ公使による禁令にもかかわらず、太平天国の支配下地域への潜入を決心した。その冒険は、1858年の前半に秘密裏に実行されたが、悪天候と計画性の欠如のため、長江上での漂流と沿岸の葦の草むらでの潜伏が数日間繰り返された末、未遂に終わった⁴²⁾。それでも丁韞良は、1860年以降アメリカ政府が他の列強と同調し清政府側を支持

39) Martin (1896), pp. 294-295.

40) Martin (1896), p. 65.

41) 丁韞良の兄サミュエル（漢字名・孟子元）は、中国で8年間布教活動を行った後、健康原因でアメリカへ帰国した。Ibid., pp. 212-213.

42) Ibid., pp. 129-131. 時期については、前掲箇所の文脈からの著者による推測である。

する政策に回ったことに対して、中立の立場を保つように終始呼びかけ続けていた。もちろん彼は、太平天国の信仰が本質的にキリスト教の教義からかけ離れたものであることははっきり認識していたが、彼らの成功は、中国におけるキリスト教信仰の確立に有利に働くと思っており、鎮圧が完全に終了した後もまだその失敗を惜しんでいた⁴³⁾。

IV 公使団書記官のつとめ — 天津条約の締結交渉

一方、太平天国と同時期、清の統治を揺るがすほどの大事件がもう一つ起きていた。それは、1856年10月に勃発したアロー戦争である。この戦争は、1858年5月に英仏連合軍が天津城下に迫った際に一時停戦を迎え、その後約1ヶ月の交渉を経ていわゆる天津条約が英仏米露と清との間にそれぞれ結ばれたものの、翌年、批准交換全権使節を載せた英仏艦隊が大沽を通過する際に軍事衝突が発生したことから戦闘が再開されることとなった。1860年10月、ついに北京が英仏連軍に制圧され、熱河へ逃亡した咸豊帝に代わり、留守を任せられた恭親王奕訢が列強との間で天津条約の批准と北京条約の締結を行い、ようやくアロー戦争は収束されることとなった。この件に携わったアメリカ公使は、1859年初頭に境にウィリアム・ブラッドフォード・リード (William Bradford Reed, 1806-1876, 漢字名・列衛廉) からジョン・エリオット・ウォード (John Elliot Ward, 1814-1902, 漢字名・華若翰) に交代していたが、丁韞良は、この間途切れることなくアメリカの公使団と行動をともにし、書記官という名目ながら実質的には公使の中国語通訳を務めていた。彼がこの職務を引き受けたのは、自身の述懐によると、多くの大事件を体験することにより、宣教のために新たな境地を開くことができ、という目的を持っていたからであったという⁴⁴⁾。

条約締結の交渉に当たり、丁韞良は、公使団の他の同僚たちと同様、外交問題を処理する際に清政府が取っていた前近代的な手法に苛立ちを覚えていた。中国の為政者たちは、一方では列強の圧倒的な軍事力を恐れていたが、他方では古来の華夷秩序を奉じ、他国の君主に皇帝と同等の地位を認めることを頑なに拒み、

43) Ibid., pp. 133-142.

44) Ibid., pp. 146-147.

列国の使節が皇帝に謁見するときに臣従の礼節を取らせることに固執していた。特に謁見礼儀をめぐる中国と諸外国の間の認識の差異は、18世紀末期の乾隆帝の治世からすでに問題となっており、1901年の『辛丑条約』までおよそ百年の長きに渡って摩擦を生じ続けていた⁴⁵⁾。丁韞良は、天津条約の交渉当初から双方のやりとりを間近で観察し、これについての貴重な証言を多数残している⁴⁶⁾。それらの証言から、彼が、この問題を国際法上非常に重大な意義を持つものと認識しており、臣従の礼を取らない謁見を求める列強の主張に正当性を見出し、清の頑固で守旧的な考え方を非難する見解を採っていたことは明らかである。

しかし、丁韞良は、天津条約のいくつかの部分に関して、アメリカの公式見解とは異なる、独自の認識を述べている。例えば、彼は、アヘンが中国にもたらす害毒をよく理解しており、それゆえに、アメリカに関する天津条約の草案には含まれていたアヘン貿易禁止の条項を、英国公使に妥協して正式の条約からは消去してしまったアメリカ公使リードの判断を、彼のいつも通りの政治的無原則性や変節のあらわれに他ならない、として蔑視していた⁴⁷⁾。また、1859年に大沽で起きた中国と英仏艦隊の軍事衝突については、彼は、次のように考えていた。すなわち、天津条約においては天津は、開港のリストに入れられておらず、それゆえ、清軍が大沽に設けられていた障害物を除去せず英仏艦隊の前進を阻止しようとした行為は、主権に基づく正当な行為であった。したがって、それらの障害物と清側の砲台目がけて砲撃を加え戦争を再開させた英仏艦隊の行為は、完全に間違った侵略行為であり、そこで厳格な中立を保たず自国の艦隊に英仏への援護を黙許したアメリカ公使ウォードの態度も、決して賢明ではなかった、と⁴⁸⁾。

さらに、丁韞良は、乗り気ではなかったリード公使を抑え、天津条約の交渉段階で、公使団一等書記官を務める宣教師サミュエル・ウェルズ・ウィリアムズ (Samuel Wells Williams, 1812-1884, 漢字名・衛三畏) と協力して、布教と信教の自由を保障する旨の規定を条約に載せ、中国側に承認させた⁴⁹⁾。これは、中国

45) 王开玺 (1994, 2000)。

46) Martin (1896), pp. 143-203.

47) Ibid., pp. 183-184.

48) Ibid., pp. 193-194.

49) Ibid., pp. 181-183.

におけるキリスト教会の発展史上非常に重大な事件である。丁韞良の記述によれば、条約の交渉中、最も双方の主張が一致に達し難い部分であったのが信教の自由の保障に関する箇所だったという。清側は、宣教師たちが信教の自由に基づく布教という名のもとに清政府にとって不利な思想を内陸部へ広げること、及び列強がそれを名目として内政に干渉してくることを恐れていたが、既述のようにリードは、その条文に特に強い関心を示さず、その条文の最終的な採否とは関係なく、期日通りに署名をすとの意思を表していた。このような困難な状況の中で、ウィリアムズと丁韞良は、清側と粘り強く交渉し、ついに条約署名当日の朝、ウィリアムズが考え出した双方ともに受け入れられる文言を、天津条約の第29条として成立させた。同じ文言は、一週間後に署名されたイギリスとの条約においても援用され、またフランスとロシアに関する条約中にもそれぞれカトリックと正教会の布教活動の自由を保障する条文が載せられていることから、康熙朝末期に発せられ、雍正朝で強化されたキリスト教布教の禁止政策はここでついに終焉を迎えた、と考えてよいだろう。

1859年7月下旬、丁韞良は、初めて北京を訪れた。彼の自叙伝によれば、その訪問は、決して愉快的思い出とは言えないものだったようである。ことの次第は以下のとおりだった。大沽で軍事衝突が発生した際、英仏の艦隊は、条約の批准交換を取りやめ、一旦後退して各自が戦争再開に備えていたのだが、アメリカ公使ウォードは、中立の姿勢をかりうじて崩さず、北京への旅を続行した⁵⁰⁾。公使団一行——もちろん、丁韞良もその中に含まれていた——は北塘にいる直隸総督と連絡を取った後、清政府が派遣した護衛隊に囲まれて北京へ向かっての旅を再開したが、驚くべきことにその移動手段は、快適さからは程遠い騾馬車によるものだった。これは、朝鮮の使節が北京へ来る場合と同じ待遇であった。ウォードが、身分の高い者に用いられる駕籠を要求したところ、あえなく断られたため、一行はこの措置に甘んじざるを得なかったという。書記官丁韞良は、そういう妥協こそ大沽でアメリカ艦隊の参戦を黙認したのと同じくらい間違いだったと嘆いている⁵¹⁾。北京市内に入った後、公使団一行は豪華な居所を与えられたが、しか

50) Ibid., pp.194-195.

51) Ibid., p. 198.

しそこでは行動の自由がなかった。清政府からは、まず皇帝に謁見し、その後条約の批准交換を行うとの日程が伝えられたが、しかしその段階で早くも、皇帝に謁見する際の儀礼を巡って論争が戦わされることになってしまった。双方ともに妥協案を提示したがそれでも議論がかみ合わなかったため、清政府と公使団の間には緊張状態が十数日間も続き、丁韞良は、皇帝の怒りを買って公使団全員が処刑される憂き目に遭うのではないかとこの恐れすら抱いたこともあったという⁵²⁾。最終的に、彼の予想通り皇帝は激怒したものの、処刑という最悪の事態は免れ、一行は、北京から追い出されて、北塘で直隸総督と批准交換をするよう求められたのであった。

この北京での経験は、公使団の団員たちの精神と肉体にかなり重い打撃を与えた。一行の中には、エール大学を卒業した若い宣教師が含まれていたが、頭脳明晰で周囲の信頼を得ていた彼は、北塘へ戻る驛馬車の中で病に斃れてしまった⁵³⁾。公使ウォードは、この一連の出来事を通じて外交能力の不足を露呈してしまい、また清政府を相手に妥協を重ねたことから英仏から笑いのものとされ、1860年に辞職して帰国の途につくことになった。丁韞良もまた例外ではなく、条約締結の任務が終わった後に、妻とともに重いマラリアにかかり、やむなくアメリカへ帰国し休養を強いられることとなったのである⁵⁴⁾。

V 上海から北京へ — 『万国公法』 漢訳

しかし、北京で遭遇したさまざまな困難は、肉体はともかく丁韞良の強い意思をくじけさせるものではなかった。逆に、彼は、その経験をもとに中国の北方に対する関心を強め、この地域において布教活動を展開することを決意するに至った。1862年、丁韞良は、中国へ戻り、北京での布教活動を視野に入れ、上陸す

52) Ibid., p. 201.

53) その名を W. Aitchison (? - 1859) という若者に訪れた悲劇だった。Ibid., p. 203.

54) Ibid., p. 204. したがって、1860年夏に発生した英仏連合軍の北京占領の際、丁韞良は、アメリカで療養中だった。しかし、それにもかかわらずこの事件について、彼は、詳細に情報を収集し、清政府の欺瞞と残虐な行為が連合軍に戦争を発動する正当原因を与えたという考えを明らかにしている。その一方で、彼は、連合軍が行った円明園に対する略奪などの行為を、国際慣例に反すると非難している。Ibid., pp. 217-221.

る港口に上海を選んだ。しかし、折も折、長老派の上海教区を担当していた先輩宣教師であったマイケル・シンプソン・カルバートソン (Michael Simpson Culbertson, 1819-1862, 漢字名・克陞存) が突然に死去したため、彼は、一時その業務の一部を引き継がざるを得ず、上海にしばらく滞在することになった。丁韞良が漢訳『万国公法』の作業を始めたのは、このときであった。翻訳に至る経緯については、彼の自叙伝の中で詳しく説明されている。「私は、この種の文献が時局柄必要になるだろうことを、早い時期から認識していた。もともと、ヴァッテルの著作を翻訳するつもりであったのだが、ウォード氏から、ヴァッテルに劣らぬ権威があり、かつ、より現代的であるとして、ホイートンの著作を薦められたのである」と⁵⁵⁾。この記述からすると、彼が最初に国際法に関する文献の漢訳を思いつき、その対象としてホイートンの著作を選定したのは、ウォードとともに活動していた1859年だと推定される。それは、彼が、大沽で起きた軍事衝突を間近で観察し、天津条約の批准交換で初めて北京を訪れ、さまざまな困難と危険に満ちた旅を経験したまさにその年であり、さらに言えば活動の場を北京に移すことを決心したときでもあった。

既述のように、ウォードは、外交官の才能に富んでいたとは言いがたいが、少なくとも丁韞良に与えた助言は正しかった。ホイートン (Henry Wheaton, 1785-1848, 漢訳恵頓) は19世紀前半のアメリカを代表する国際法学者であり、本国で法実務に携わったのみならず、デンマークやプロイセン駐在のアメリカ公使として外交の場で華々しい活躍を見せていた。彼の代表作『国際法原理 (*Elements of International Law*)』(初版1836) は、英語で書かれた国際法の体系書としては最初のものであり、初版の後版を重ね、フランス語、スペイン語、イタリア語に翻訳され、19世紀中葉の国際法学界ではかのグロティウスの『戦争と平和の法』を除けば最高の影響力を誇っていた⁵⁶⁾。このような著作が、当時の中国に国際法の知識を紹介するには最高のテキストになると考えられたのは当然のことだった。

そして、丁韞良の読み通り、清政府の側も、この前後に行われた列強との外交

55) Ibid., pp. 221-222.

56) 松隈 (1992)。

活動を通じ、国際法知識の重要性を痛感するに至っていた。天津条約と北京条約が締結された後も、中国南部では地元民と宣教師の紛争——「教案」と呼ばれた——が絶えず、それを巡って、清政府と、主にフランスとの間で緊張関係が続いていた。こうした状況下、列強との交渉を円滑なものにするために、時の総理衙門大臣文祥は、中立的な立場を保っていたアメリカ公使アンソン・バーリングゲーム（Anson Burlingame, 1820-1870, 漢字名・蒲安臣）に対し、西欧諸国で広く読まれている国際法文献の紹介を求めた。このときバーリングゲームは、『国際法原理』に言及し、その一部の翻訳もアメリカ側で引き受ける旨を文祥に伝えたと、自身が国務長官に宛てた書簡の中で述べている⁵⁷⁾。彼は、その後、上海駐在の領事官ジョージ・スーアード（George Frederick Seward, 1840-1910）を通じ丁韞良の翻訳作業を知り、1863年春には丁韞良本人からも作業の進捗状況の報告を受け取っている。バーリングゲームは、丁韞良の翻訳の完成が間近であることを聞いて大いに喜び、彼を激励するとともに、総理衙門への推薦を約束したということである⁵⁸⁾。

他方、同時期に、総理衙門が、当時中国の税関で総稅務司代理を務めているイギリス人ロバート・ハート（Robert Hart, 1835-1911, 漢字名・赫德）⁵⁹⁾に『国際法原理』の一部の翻訳を依頼していたことが、現在では判明している⁶⁰⁾。バーリングゲームとのやり取りとの時間的前後関係こそ明らかではないものの、アメリカ公使バーリングゲームとイギリス人ハートの双方からそれぞれ別々に情報収集を図った総理衙門の慎重な態度は、実に興味深いものである。国際法の知識を求めたかわら、列強による欺瞞を危惧するという複雑な思惑は、後に恭親王奕訢が出した『万国公法』の完成を報告する奏章からも伺える⁶¹⁾。しかし、実のところ、ハートと、バーリングゲームが推薦することになった丁韞良との間には、丁韞良が

57) 王維倌（1985）及び田濤（2001）、37頁。

58) Martin (1896), p. 222.

59) ハートは、1863年11月から総稅務司に就任し、同職を48年間務めた。彼は、清政府との間に豊富な人脈を有しており、後述するように、丁韞良を同文館の総教習に強く推薦し、税関の収入から丁韞良の翻訳・出版と教育事業に資金を提供したのも彼によるところが大きかった。

60) Martin (1896), pp. 233-234.

61) 《籌辦夷務始末（同治朝）》五、2701-2702頁。

寧波で布教活動をしていたときからの親交がすでにあつたようでもある⁶²⁾。

1863年6月、丁韞良は、完成間近の『万国公法』の粗訳を携え、上海を離れて北上した。彼は、まず、天津で三口通商大臣⁶³⁾崇厚と会見した。丁韞良と崇厚とは、1858年の天津条約交渉のときに既に知己を得ており、お互いに好印象を残していたが、その崇厚からも翻訳作業に対する励ましと総理衙門への推薦の約束が与えられたようである⁶⁴⁾。丁韞良がバーリンゲームの案内で総理衙門の大臣たちとの面会を果たしたのは11月のことだった⁶⁵⁾。その場には、崇厚と同様に天津条約の頃に既に面識を得ていた人物が何人も立ち会っていた。丁韞良の記憶によると、彼が粗訳を大臣たちに見せたとき、ホイートンの原書に対する知識はほぼ皆無であつたにもかかわらず、彼らは、大変に喜んだ様子であつたという。文祥は、以前にハートが訳した部分も含まれているかどうかを尋ね、内容に関する丁韞良の説明を聞いた後、今後外国に使節を派遣する際にこの本が参考になりうると話すなど、満足した様子であつた⁶⁶⁾。丁韞良は、その場で、その後の漢訳作業の補佐と校正のために中国の官員1名の派遣及び刊行のための資金援助を申し出たが、この要求には、後日恭親王奕訢と総理衙門から合わせて8名もの官員の派遣を受けた⁶⁷⁾上、刊行資金として白銀500両が交付されたことで、いずれも想定されていた以上の充足が得られる結果となつた。それに加えて中国側は、丁韞良個人に対する褒賞も怠らなかつたという⁶⁸⁾。

総理衙門で約半年間続けられた校正作業を経て、漢訳『万国公法』は、1864

62) Ibid., p. 214.

63) 総理衙門の創設時から1870年まで設けられていた官職。総理衙門に所属、天津に駐在し、牛庄、天津、登州の三つの港口における通商を管理していた。

64) Ibid., p. 222.

65) この面会期日において、丁韞良自身は1863年11月のことと述べている (ibid., p. 233) が、恭親王奕訢は、1864年8月30日の奏章の中で、9月のことだったと皇帝に報告している (《籌辦夷務始末 (同治朝)》五、2702頁)。この食い違いは、おそらく、丁韞良が使っていた太陽暦と当時中国で一般的に採用されていた太陰暦との差から来るものと考えられ、本稿では丁韞良の記述にしたがって11月とした。

66) Martin (1896), pp. 233-234.

67) 8名という人数は、『万国公法』凡例にその名が記されている4名 (何師孟、李大文、張煒、曹景栄) と、奕訢の奏章 (《籌辦夷務始末 (同治朝)》五、2703頁) で言及されている4名 (陳欽、李常華、方濬師、毛鴻図) の合計から来ている。彼らの役割分担については、張嘉寧 (1991) の推測を参照。

年4月中旬に完成した⁶⁹⁾。丁韞良の個人的意思から発した『国際法原理』の漢訳作業は、このように総理衙門から人的・物的支援を得ることにより、一種の公的事業と化していた。従来の研究では、漢訳『万国公法』に着手した丁韞良の意図について、西欧列強との結託⁷⁰⁾や個人の名誉心の満足⁷¹⁾、キリスト教布教活動の円滑化⁷²⁾などさまざまな説が唱えられてきたが、このような経緯を鑑みるに、天津条約の交渉と北京での外交活動を巡るゴタゴタなどを経験したことにより、中国で国際法の知識を広める必要性を彼が骨身に沁みて気づかされたことを理由として考えるのがもっとも妥当ではないだろうか。実際、丁韞良のこうした認識は、清政府の側にも共有されており、それゆえに『万国公法』の漢訳は、丁韞良本人の予想をはるかに超える早さと規模で実現することになったのではないだろうか。

ちなみに、『万国公法』の第一版が公刊された時期については、1864年11月と1865年1月という2つの説が存在している。このように理解が分かれているのは、結局のところ、『万国公法』の刊行初期には、刻字本と活字本という2つの版が存在しているからである⁷³⁾。扉に書名のほか「同治三年歲在甲子孟冬月（1864年11月）鐫」と「京都崇実館存版」⁷⁴⁾の字が印刷されていることと、本文の前に「同治癸亥端午（1863年6月）」との日付の張斯桂⁷⁵⁾の序文と東西半球の地図がそれぞれ一枚、そして世界地理を概説する短文一節が付されていることに関し

68) Martin (1896), p. 234. 褒賞の具体的内容は不明である。そもそも、丁韞良にとって、『万国公法』漢訳の作業は、個人的な褒賞を得たことよりも、その後の清政府との長期にわたる協力のきっかけが得られたことの意味がより重要だったであろう。

69) 《籌辦夷務始末（同治朝）》五、2703-2704頁; Covell (1978), p. 148; 田涛 (2001)、38-39頁。

70) 王维倓 (1985)、Wang (1985) など。

71) 《籌辦夷務始末（同治朝）》五、2703頁; 《籌辦夷務始末（同治朝）》六、3017頁; 張嘉寧 (1991)。

72) 孙邦华 (1999) ; Covell (1978), pp. 146, 148-149.

73) 田涛 (2001)、40-42頁。

74) 崇実館は英文で“Truth Hall Academy”と表示されており、丁韞良が1864年5月に北京で創設した教会学校だと考えられている。Truth Hall Academyについては、Covell (1978), pp. 140-141, 150参照。

75) 張斯桂 (1816-1888)。寧波出身の知識人であり、丁韞良と親交があった。豊富な学識と開放的思想ゆえに丁韞良の評価も高く、『万国公法』初版序文の寄稿をきっかけに清の外交にも携わることとなり、後に駐日副公使も務めることとなった。

ては、両版とも共通しているところであるが、活字本にのみさらに、「同治三年歲次甲子冬十有二月（1865年1月）」という日付を題する董恂の序文が付されている。董恂は、総理衙門に属する大臣の一人であり、1865年2月20日『万国公法』に序文を書くことを報告する奏章を呈している⁷⁶⁾。それによると、丁韞良から『万国公法』の見本が送付され、序文の加筆が求められたことを受け、総理衙門内部での討論を経て、彼がそれを書くことになったのだという。前述の1864年8月30日付恭親王奕訢による奏章の中に、丁韞良に白銀500両を支給し『万国公法』の刊行後に300部を総理衙門に送呈してもらうとの記述があるが、これらを総合すると、次のことが推測されうる。すなわち、総理衙門に送呈された300部は、宣教師丁韞良が北京で創設した学校である崇実館で印刷されたものではあるがしかし、総理衙門大臣の序文が付されたことにより公的な性格を強めており、その後政府内部で流通する官用出版物とされたのであろう。一方、この300部以外のものは、総理衙門とは直接関係なく、官用ではないため総理衙門大臣の序文を待たずに出版されたものであり、また出版の様式もより自由であったのではないだろうか。したがって、漢訳『万国公法』の初版は、より早く出版された刻字版であり、その出版時期は、1864年11月であったと見るべきだろう。ただし、日本に最初に持ち込まれ、翻刻版を作られたのは、1865年1月に出版された、董恂の序文付きのものであったことは間違いない⁷⁷⁾。

丁韞良による『万国公法』の翻訳は、中国に駐在していた各国の使館の間にも大きな反響を呼び起こした。アメリカ公使バーリンゲームがこの件に関して果たした役割については前述のとおりであるが、イギリス公使だったブルース卿（Sir Frederick William Adolphus Bruce, 漢字名・普魯斯）も、これに対し喜びの念と賛成の意思とを表明している。曰く、この本を通じて、西洋人が武力を唯一の法則として奉じているのではなく、道理にもちゃんと通じていることを中国人が理解するだろう、と。このように英米両国の公使が肯定的な立場を示したのに対

76) 《籌辦夷務始末（同治朝）》六、3017-3019頁；田涛（2001）、40-42頁。

77) ただし、他に英文による序文が付された版もあったとされる（William Vail Kellen, *Henry Wheaton: An Appreciation* (Boston, 1902), pp. 40-41; Covell (1978), p. 145; 張用心(2005)）。これについては、著者が現物を未見であるがゆえに、ここでの評論は差し控えたい。

し、フランス代弁⁷⁸⁾クレツコウスキ (Kleczkowski) などは、中国人に欧州の国際法の知識などを伝えてしまったらゆくゆく面倒になるぞとわめき散らしたという⁷⁹⁾。また、丁韞良の言葉を借りれば、トロイア人がギリシア人からの贈り物を受け取ったときと同様に、中国人の中にも、『万国公法』に疑念を抱くものがあった⁸⁰⁾。もっとも、彼は、そのような不調和音を自叙伝に記してこそいるが、これに関してさして気にしている様子はなく、むしろ自らの努力の成果である『万国公法』の出来の良さとそれが与えた影響の大きさに満足を示している。また彼は、自分の訳本が日本にも伝えられたことすらも把握しており、駐日イギリス公使ハリー・パークス (Harry Smith Parkes, 1828-1885, 漢字名・巴夏礼) からその日本語の初版を贈られていたという⁸¹⁾。

VI 教師、そして校長として — 京師同文館の創設と発展

1863年、丁韞良はかねてからの希望通り長老派海外伝道局 (Presbyterian Board of Foreign Missions) から北京での布教活動を任せられた。しかし、北京で教会学校を創設するという任務のほうは思うようには進展しなかった。彼は、長年の友人であり、その当時中国税関総税務司の座にあったハートから資金の援助を受けていたのだが、肝心の生徒のほうがその資金の三分の一しか使いきれないほどしか集まらなかったのである⁸²⁾。このような状況下、丁韞良は、1865年⁸³⁾「北京の道端の礼拝堂などで説教するよりももっと広い影響力をもたらすに違いない」⁸⁴⁾と決心し、アメリカ公使バーリンゲームとイギリス参事官トーマス・フ

78) Chargé d'affaires. 当時清とフランスとの間に公使級の外交関係は締結しておらず、それゆえ国家元首の名義で派遣される公使ではなく、外務省任命の「代弁」に任せられた外交官が両国間の諸種の交渉に当たっていた。

79) Martin (1896), p. 234.

80) Ibid., pp. 234-235.

81) Ibid. 当時の日本において、非常に短い時期に翻刻本や和訳本が続けて出版されていたため、送られたのがどの版だったのかは残念ながら明らかではない。

82) Ibid., pp. 235-236.

83) 17. List of Professors, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.), p. 42によれば1864年となるが、同書の中国語版『同文館題名録』(光緒13年)、88頁に掲載されている「歴任漢洋教習」のリストによると同治4年(1865年)のことである。本稿ではこちらの年号を採用した。

84) Martin (1896), p. 298.

ランシス・ウェード (Thomas Francis Wade, 1818-1895, 漢字名・威妥瑪) の推薦を受け、総理衙門が1862年に創設した外国語学校である「同文館」の三代目英文教習 (= 教師) の職を引き受けた。当初はやはり受講者数が少なかったため、あまり乗り気ではなく早期の辞職も考えていたようだが、結果的には30年もの長きにわたってここで勤めることになった。しかもそのうち25年は総教習 (= 校長) として学校の運営までも担うこととなり、そのため宣教師の職務を辞せざるを得なかったほどだったのである⁸⁵⁾。

同文館は、総理衙門のすぐ隣で校舎を構えており、列強と交渉するときに使える翻訳人材の育成をその当初の目的としていた⁸⁶⁾。しかし、創設初期には、施設、人員、制度がことごとく不足しており、丁韞良が就任した際には、特に勤勉とは言えない「英語しか勉強しないたった十人の男子生徒の面倒」を見るのが英文教習に任された仕事のすべてであった⁸⁷⁾。1868年、丁韞良は、国際法教習に任命され⁸⁸⁾、科目の準備でアメリカへ国際法の研修のため一時帰国することになったが⁸⁹⁾、その間、同文館は、教務運営の不順と教育実績の不足といった問題に直面し、閉鎖される危機に立たされたこともあったという⁹⁰⁾。1869年9月、中国に

85) Covell (1978), p. 174.

86) 15. Historical Summary, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.), p. 33. また、Martin (1896), p. 296 も参照。そのほか、丁韞良が英文で著した“The Tungwen College” (Appendix F of H. B. Morse, *The International Relations of Chinese Empire* (New York, 1918), 傅敢任译〈丁韞良〈同文館記〉〉《读书月刊》(1933年第2巻第4号)などの資料がある。

87) Martin (1896), p. 298.

88) *Ibid.*, pp. 240-241. 国際法教習に任命された時期は、前掲(注83)の17. List of Professors, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.), p. 42では1867年のこととなっている。他方、『同文館題名録』(光緒13年)、87-91頁に掲載される「歴任漢洋教習」のリストでは、丁韞良が同治7年(1868年)に任命されたのは、「国際法(万国公法)教習」ではなく、「翻訳教習」であると記されている。こうした記載がなされているのは、同文館の歴史上、この役職が丁韞良以外の者に与えられなかったことを考え合わせるならば、おそらく、次の二つの理由によるものと推測される。すなわち、同文館は創設初期においては翻訳人材の育成のみを目標としていたため、国際法講座を設ける必要性が認識されていなかったこと、及び、丁韞良自身も国際法の専門知識が未だ十分なものではなく、この時点では彼に国際法教習の座を授けるわけにはいかなかったということの二つである。

89) この時期、彼は、エール大で学んでいたが、しかし正式な課程に参加するものではなかったようだ。Covell (1978), p. 168. 丁韞良は、インディアナ大学からも法学博士号を授与されている(Martin (1896), p. 311)が、それがどの時期に、如何なる経緯で取得されたものなのかは明らかではない。

戻った丁韞良は、ハートの推薦により総教習の座を任されることとなった⁹¹⁾。このことは、同文館にとっても大きな転機となり、この外国語学校は、ここから正式に総合的な「西学」学校としてのスタートを切り、西洋の法律政治経済と自然科学の知識を扱う著作を組織的に翻訳するとともに、後に清末の中国外交を担うことになる人材を輩出する学術機構への発展も開始されたのである⁹²⁾。

丁韞良は、同文館の総教習を務める間も国際公法の講座を兼任しており⁹³⁾、記録によれば、毎年の履修生は十名前後いたようである⁹⁴⁾。それらの学生を試すために丁韞良が出題したとされる試験問題が現在にも伝わっている。例えば、光緒4年(1878年)の歳考⁹⁵⁾には、当時の清の外交の実務との関連からか、外交使節の権利序列および条約の定立などを問う、9問の論述問題が出されている⁹⁶⁾。また、光緒18年(1892年)に行われた大考の問題には、国際法の理論から外交の実例まで幅広い分野を含む8問が出題されており、講義内容の充実さを伺わせている⁹⁷⁾。

しかし、同文館期の丁韞良が国際法の領域で成した主な業績は、学生の指導よ

90) Martin (1896), p. 241.

91) 同文館運営の資金はハートの管理下にある中国税関の収入から支出され (ibid., 293. また、本稿注59も参照)、学生の募集と選抜とは総理衙門により管理されていた。Martin (1896), pp. 311-312.

92) 丁韞良が同文館で残した教育実績について、王维俭 (1984)、陈平原 (1998)、沈弘 (2002) などの研究成果があり、それに対する評価は、否定的なものから肯定的なものへと徐々に転じている。また、同文館で行われる国際法教育の内容について、田涛 (2001)、90-93頁がある。

93) Martin (1896), p. 311.

94) 3. Calendar of Students, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.), p. 13; Knight Biggerstaff, *The Earliest Modern Government Schools in China* (Cornell University Press, 1961), p. 129; 田涛 (2001)、92頁。

95) 「歳考」は年末試験、後述の「大考」は3年に1回ある進級試験を指す。そのほかに毎月の月末に行われる「月考」がある。「歳考」と「月考」で突出した成績を取得した学生は金銭的な褒賞または昇給の待遇を受ける (8. Examinations, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.), p. 22; 10. Pay of Students, ibid., p. 28) ことになっていたが、大考でよい結果を残した場合にはそれにとどまらず、官僚として出世する道が開かれていた (4. Official Promotion, ibid., p. 15)。

96) 《同文館題名录》光緒5年刊、《中国近代学制史料》第1輯上 (华东师范大学出版社, 1983)、90頁; 田涛 (2001)、90頁。

97) 孫子和《清代同文館之研究》(嘉新水泥公司文化基金會, 1977)、563頁; 田涛 (2001)、91-92頁。

りもむしろ、西欧の国際法著作の翻訳を組織し出版させたところにある。この時期に同文館で出版された主要な国際法訳書としては、『星輅指掌』(1876)⁹⁸⁾、『公法便覧』(1878)⁹⁹⁾、『公法会通』(1880)¹⁰⁰⁾などが挙げられ、『万国公法』ほどの衝撃はなかったものの、いずれも高い評価を得ており、中国における国際法知識の伝播と国際法学の発展に大きく寄与した¹⁰¹⁾。同文館における外国語に通ずる人材の成長に伴い、丁韞良の負担は軽減された。『星輅指掌』の翻訳作業中、彼が実際に担当したのは校正の部分のみであり¹⁰²⁾、『公法便覧』の3年にも及ぶ作業につき、彼はただ編者のみを務めたと推測される¹⁰³⁾。また『公法会通』の場合、前半の翻訳は仏文副教習¹⁰⁴⁾3人が担当することになったが、後半の内容は、丁韞良の口述した内容を天文学副教習と同文館の卒業生が筆録したものであり、その

98) この訳書の「凡例」2頁によると、原書は「馬爾頓」の手になる、「道光初年」に初刊されるものであるとされている。この記述からは、原書がドイツの外交官だったマルテンス(Karl von Martens, 1790-1863)の仏文著作 *Manuel Diplomatique* (Paris, 1822) であることが推測される。しかし、「凡例」で言及された再刊者の名前「葛福根」や同文館の出版リスト(12. List of Books Published or in course of Preparation, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.), p. 30)によれば、『星輅指掌』は、上の本に新たな内容を加え *Guide Diplomatique* という題名で出版された集成版(Leipzig, 1832)に、さらにドイツの外交官にして法学者だった Friedrich Heinrich Geffcken が全面改訂を加えた第5版(Leipzig, 1866)から訳されたものであると考えるべきだろう。

99) 原書はアメリカの国際法学者にして教育家ウルシー(Theodore Dwight Woolsey, 1801-1889)による *Introduction to the Study of International Law* (1860)。1877年に『万国公法』が日本公使から朝鮮の外交官に贈与されたとき、この『公法便覧』も同時に渡されたという(本稿「はじめに」及び注8参照)。ちなみに、同じ原書を1873年から75年にかけて箕作麟祥が和訳しているが、その際に“international law”の訳語として「国際法」の語が用いられた(注7参照)。その訳語が、1884年に東京大学で学科名として定められたことで、日本で定着し、その後中国に広がることとなったのである。なお、日本では原作者ウルシーの苗字は輸入初期においては「ウルジー」とも「ウルジ」とも表記されていた(例えば、箕作麟祥『国際法』、水野忠雄訓点『訓点公法便覧』、穂積陳重『法窓夜話』など)が、本稿中では研究社『リーダーズプラス』(2002)に従い「ウルシー」の表記法を採用する。

100) 原書はスイスの法学者にして政治家であったブルンチュリー(Johann Kaspar Bluntschli, 1808-1881)の *Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten als rechtsbuch dargestellt* (1868)。ただし同文館訳は原書ではなく、M. C. Lardy等によるフランス語訳 *Le droit international codifié* (初版 Paris, 1870) から訳したといわれる。「凡例」4頁、『公法会通』(同文館聚珍版、1880)及び田涛(2001)、72-73頁。

101) 田涛(2001)、66-67、72、76-77、86-89頁。

102) 「凡例」3頁、『星輅指掌』(同文館、1876)；田涛(2001)、65頁。

103) 「凡例」、『訓点公法便覧』、16頁；田涛(2001)、69頁。

後仏語からの訳文がドイツ語原文をもってチェックされる、といった過程を通じて原稿が出来上がったと記されている¹⁰⁵⁾。このような集団的作業は、一方において、これらの訳書のために丁隴良が果たした役割が限定的なものだったことを示しているが、しかし他方において、彼の管理の下で、同文館が外文教育と人材の育成に関して成功を収めていたことの証明とも考えることができるだろう。

また、丁隴良は、『公法便覧』の原作者ウルシーに対しては1868年にエール大学で国際法の研修をしていた際に¹⁰⁶⁾、また『公法会通』の原作者ブルンチュリーとは『公法会通』出版後の1881年6月にハイデルベルクで¹⁰⁷⁾、それぞれ面識を得ていたと考えられるが、彼らの著作の翻訳に当たり、丁隴良からも同文館の翻訳出版活動を管轄した総理衙門からも、原作者または著作権所有者に連絡し了承を得ることは一切しなかったという。ただし、『公法便覧』と『公法会通』の冒頭には、丁隴良が英文で書いた手紙が付されている。それは、原作者の権利を侵害することに対しお詫びをする上に、西洋と同様な著作権概念が存在しない中国の事情を理解し、人類という大家庭の中で最も人口の多い民族にもたらす現実的な利益を考慮した上で許してもらいたい、という主旨のものだった¹⁰⁸⁾。

1880年、丁隴良は、総理衙門からの、先進国の教育制度観察の依頼を受け、日本、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、スイス、イタリアの7カ国を2年かけて周遊し、1882年に北京へ戻り、『西学考略』を著した¹⁰⁹⁾。『西学考略』は、既述の観察行において、主に各国の教育制度を考察した結果をまとめたものでは

104) これらの副教習たちはすべて中国人であった。進級試験に合格した同文館の卒業生には、政府に加わり官僚として働く道が開かれていた(本稿注95参照)一方で、同文館に残り教職に就くことも可能であった。10. Pay of Students, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.), p. 28. とはいえ、同文館は官立の学校であることから、政府官僚と同文館教職との区別は必ずしも明確なものではなく、同文館の副教習たちの中から外交官が任命されることもしばしばあった。

105) 「凡例」4-5頁、『公法会通』(同文館聚珍版、1880)；田涛(2001)、75頁。

106) 丁隴良とウルシーの交流の実態について、Covell(1978)、p. 168に分析がある。

107) 『西学考略』(同文館聚珍版、1883)、上巻、31-32頁；田涛(2001)、74頁。

108) 「致吳君爾璽書」、『訓点公法便覧』、5-6頁；田涛(2001)、70、73頁。ただし、筆者の目にした『公法会通』(同文館聚珍版、1880)にはブルンチュリー宛の手紙が付されていない。前述(本稿注77)した『万国公法』(京都崇実館、1865)の英文による訳者自序と同様に、原作者への手紙があるのは一部の版に限られていると推測される。

109) Covell(1978)、p. 183及び田涛(2001)、77頁。

あるが、その中には、アラバマ州を巡る英米の紛争を調停するジュネーヴ国際会議や国際赤十字会の創設など国際法の最新情報について、肯定的な態度を示す記述も見受けられる¹¹⁰⁾。またこの周遊の期間中に、彼は、ベルリンで開催された第5回国際東洋学者大会 (International Congress of Orientalists) に参加し、その東アジア部会で1881年9月8日に「中国古代における国際法の残影 (Traces of International Law in Ancient China)」を題目とする報告を行った¹¹¹⁾。この報告は広範な反響を呼び起こし、原稿が大会の刊行物に収録されたのみならず、アメリカと中国国内の英文雑誌に掲載され、またフランスとベルギーの雑誌にもフランス語版の全訳や要約が掲載されることとなった¹¹²⁾。さらに、英文原稿は、1884年に同文館副教習汪鳳藻の手により漢訳され、丁韞良の自序付きで『中国古世公法』という名で中国でも出版をされている。

丁韞良は『中国古世公法』の中で、それまでの中国史を分析し、秦の始皇帝による統一からアヘン戦争までの二千年間、中国と東アジア地域は「公法」の存在が知られていなかった、としている。一方で、秦が成立する以前の「封建」時代は、古代ギリシアまたは中世の欧州と相似しており、そこには歴然とした「公法」が存在していたことを古典の中にあるさまざまな記述が示している、と彼は説いている¹¹³⁾。この論文は、少なくとも二つの点において意義を有している。一つは、この論文は、中国の国際法学界では、春秋戦国時代における国際法の存在可能性——これについては今なお激しい議論が戦わされているが¹¹⁴⁾——を示唆する最初のものとなっていることである。西欧の列強を春秋戦国時代の列国に喩える発想はすでに早くから中国の思想界に存在していた¹¹⁵⁾が、古典から論拠を集め、

110) 『西学考略』(同文館聚珍版、1883)、上巻、40-41、43頁及び下巻、41-42頁；田涛 (2001)、77-78頁。

111) 『西学考略』(同文館聚珍版、1883)、上巻、35-36頁；田涛 (2001)、79頁；丁韞良著、仙田謹一郎訓点『支那古代万国公法』(明法志林社、明治19年)、自序。

112) Wang (1991)；田涛 (2001)、79-80頁。

113) 『支那古代万国公法』、4頁：「中国公法。早寓於封建之初。而顯著於春秋之世。」

114) 例として、叶自成〈中国外交的起源—史论春秋时期周王室和诸侯国的性质〉、《国际政治研究》(2005年第1期)、及び、杨恕・王欢〈春秋时期诸侯国是独立主权国家吗?—与叶自成先生商榷〉、《中国边疆史地研究》(2005年第4期) などがある。

115) 一例を挙げるならば、『万国公法』のために張斯桂が寄せた序文 (注75参照) の中にもそのような考え方が示されている。

国際法の観点から論証する試みは、丁韞良の『中国古世公法』以前にはなされなかったのだろう。いま一つは、丁韞良がこの論文を通じて、中国の伝統と西欧文化の共通性を熱心に説いていることである。それは、報告の場がベルリン国際東洋学者大会というものだったことを考えれば、恐らく、西洋の人々に向け中国を国際社会に受け入れてもらいたいという願望を込めたアピールであろうし、またそれと同時に、漢訳本と、それに付された自序からも分かるように、中国の人々に向け国際法社会への積極的な参加を呼びかけるものでもあったのであろう。

ところで、既述したように、同文館の行う教育・出版活動は、創設当初から清の外交を担当する総理衙門の管轄下であり、また敷地も隣接していることから、同文館の総教習兼国際法教習を務める丁韞良は、自然に、恭親王奕訢や李鴻章などの重臣たちと公私共に親交を深めていた。それゆえに、彼らから国際的事件や外交問題について助言と意見を求められることもしばしばで、事実上、清政府と列強との間の非公式な外交ルートとして機能していたと考えられる。例えば、第二次清仏戦争が勃発する前に、彼は、フランス代弁から、フランスの最終通告を受け入れ、戦争を回避するように清政府を説得するよう求められていた¹¹⁶⁾。しかし、このとき丁韞良個人の態度は、むしろ清政府側と同様で、すでに入手した権益で満足せず挑発を重ねて戦争を起こし、その上さらに巨額の賠償金を求めるようなフランス側の主張は拒絶されるのが当然だと考えていたようである。また、戦争が勃発した後、彼は、郊外の療養地から急遽呼び戻され、総理衙門から、交戦中の本国に在留する敵国の非戦闘員国民の処遇に関する国際的慣行についての意見書をまとめるように求められた。その結果、丁韞良の提出した意見書どおりの勅令が発布されることとなり、清仏戦争を通じて、中国国内にいるフランス国民は、商人、宣教師または同文館の仏文教習を問わず、被害を受けることはなかった。このことを彼は後に賞賛している。また、この戦争が終了した後、中国は、以前とは異なり賠償金を支払い領土の喪失を避けることができたのだが、これについて、彼は「中国にとって、この一見不利なようにも見える結末は、勝利に等しかった。この事件に関しては、中国は強者の側にいたのであり、もはや、

116) Martin (1896), p. 395. そのほかにも彼は、イギリス公使とロシア公使からも類似の要請を受けたことがあったという。Ibid., pp. 428-429.

以前のように戦争の恐怖に怯えて言いなりになるばかりではなくなった」と評価している¹¹⁷⁾。

ちなみに、この時期に、丁韞良は、間近で清の外交が近代化を遂げるのを観察し、自らの著作の中でその発展の過程を記録していた。清政府が徐々に開放的な姿勢に転じ、外交使節と欽差大臣の区別を理解して、外国に向け使節団や常駐の使節を派遣するようになると¹¹⁸⁾、成長した同文館の学生や卒業生たちが使節として各国へ派遣され、外交の舞台で活躍を見せるようになった¹¹⁹⁾。北京に駐在する各国の使節は、中国の伝統的考えと長年攻防を繰り返してきた末、双方ともに納得できる儀礼をもって直接皇帝に謁見できるようになった¹²⁰⁾。これらの劇的ともいえる変化を見届けた丁韞良も年齢からくる体の衰えゆえに、1894年に日本へ療養に行き、続く2年間は母国のアメリカで過ごすことになった。

VII 日清戦争勃発 — 晩年の丁韞良

丁韞良は、長きに及んだ中国滞在の期間中、度々日本を訪れていた。彼自身の回顧によれば、最初に訪日したのは1859年のことであり、その際彼は、日本天皇が「バチカンの囚人」のように、まったく実権を有するものではない、と感じたとのことである¹²¹⁾。二回目の訪問は、明治維新の直前のことだったが、維新が成された後になると丁韞良の日本訪問はかなり頻繁に行われるようになり、彼は、日本の首脳たちや日本が置かれた事情に詳しいと自認するまでになっていた。若かりし頃の彼と日本との関わりを示すエピソードとして、1874年、日本と中国の間に台湾の帰属をめぐる軍事衝突が発生した際、国際法を援用する日本人に対して、丁韞良も同じく国際法を援用して中国側の主張を代弁してみせたことがあったという¹²²⁾。丁韞良自身の回顧によれば、彼は、その論戦にあっさり

117) Ibid., pp. 396-397.

118) Ibid., pp. 371-386.

119) 教え子たちが外交官に任命され外国へ派遣されることについて、丁韞良の自叙伝にところどころ記述が見られる(例えば、ibid., pp.326-327)。また、沈弘(2002)には学生たちの名前と派遣先が列挙されている。そのほか、5. List of Students Assigned to Posts of Official Duty Abroad or at Home, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.), p. 16参照。

120) Ibid., pp. 427-438及び王开玺(1994, 2000)。

121) Martin (1896), p. 403.

と勝利したということであるが、それはともかくとして、このときには結局清政府が事態のすばやい收拾を図り、日本と『北京專約』を締結し、白銀50万両という、その前後に中国が欧州列強に払っていたものと比べれば極めて少額と言ってよい賠償金をもって、日本軍の台湾からの撤退を約束させたのであった¹²³⁾。

その後時は過ぎ、1894年7月に日清戦争——中国では中日甲午戦争と呼ばれている——が勃発した際、彼がちょうど日本へ療養に来ていたことは既述のとおりであるが、もちろんのことながら彼は、戦況に大いなる関心を寄せていた。戦争がもたらす結果に関する予想をあるイギリス人宣教師から求められたとき、彼は、両者痛み分けか、列強の干渉で停戦になる可能性が大きいと予測していたが、付け加えて、メカジキですらも極限の力を出せば鯨を殺すことができる、ということをお忘れなかった¹²⁴⁾。

以前は日本人の国際法知識を半ば軽んじていた丁韞良であったが、この戦争に関しては、彼は戦争中に日本軍が示した、国際法を遵守する姿勢に感心したようである¹²⁵⁾。かねてより日本の明治維新を高く評価してきた丁韞良は、戦場以外の非戦闘員に暴力を加えず、また、敵の捕虜に対しても日本の兵士と同様に赤十字の治療を受けさせた、などの点に触れ、これらの戦争における振舞いを通じて日本は文明国として承認される名誉を手に入れたと賞賛し¹²⁶⁾、また、日清戦争の勝利によって日本が列強への仲間入りを果たしたと断言した。彼は、日本の未来について、ロシアと衝突しない限り非常に明るいものに違いないと予測しており、それゆえ、今後の拡張は、遼東半島を放棄し、琉球での基礎を固めた上、東南アジアのボルネオ島を目指すべきだとの意見を述べている¹²⁷⁾。

1897年1月、彼は、アメリカから中国へ戻った。この時期、清政府内部の維新派は、西洋の大学の学制に学び、近代的・総合的な帝国大学を建設する計画を

122) Ibid., p. 402. 具体的なやり取りについては明らかではない。

123) 陈勇勤〈19世纪70年代中日之间周边问题及后患〉，《福建论坛（人文社会科学版）》（2006年第6期）

124) Martin (1896), p. 403.

125) Ibid., pp. 404-405.

126) しかし、一方では、彼は、日本軍が旅順で行った報復行動や朝鮮王妃が日本の陰謀で暗殺された事件にも言及し、非難を加えてもいる。Ibid., p. 405.

127) Ibid., p. 406.

着々と進めていた。その計画は、最終的に京師大学堂（北京大学）という形で実現された。同文館を主宰したときの教育成果が評価されていたこと、その同文館が新しい帝国大学に併合されたこと、さらに維新派と良好な関係を築いていたことなどから、丁韞良は、1898年8月9日に光緒帝から京師大学堂の総教習への任命を受けることになった。したがって、彼は、事実上北京大学の初代学長を務めていたのである¹²⁸⁾。この件は、中国にいる彼に二品の位階に当たる官職をもたらした¹²⁹⁾のみならず、彼が長年投稿を続けていたニューヨーク・タイムズ紙でも大きく報じられたことにより、母国アメリカの人々にも知れ渡った¹³⁰⁾。しかし、戊戌変法は、ほどなくして失敗に終わり、光緒帝は、幽閉の憂き目に遭う。このとき、京師大学堂は、かろうじてそのまま維持されたが、2年後、義和団の乱が北京に広がり、町全体が無秩序に陥った際には、ついに大学も閉鎖されざるを得なくなってしまう。

この時期の混乱は、70代の高齢に達していた丁韞良にとって、極めて過酷な経験であったであろうことは想像に難くない。彼は、京師大学堂の敷地内の住宅から命からがらで逃げ出し¹³¹⁾、餓死寸前の避難民のために主を失った穀物店から食品を運び¹³²⁾、不安な情勢に怯えながら住居を転々とし、拾った絨毯で夜を過ごさざるを得なかったという¹³³⁾。イギリス公使館に避難したとき、丁韞良は、そこで長年の友人であるハートとの対面を果たした。『北京の包囲 (*The Siege in Peking: China Against the World*)』(1900)の中で、彼は、その時の心情を以下のように綴っている。「私たちはお互いに相手の顔を見つめ、一生の時間をかけた奉仕がこれほど無意味なものだったと思い、恥ずかしくて顔を赤らめずにはいられなかった。彼は税関を取り締まり、税収を三百万から三千万まで増やしたのに、

128) ただし、このように結論づけていいのかどうか、すなわち丁韞良が務めた京師大学堂の総教習が北京大学の学長に相当する立場であると言ってよいのかどうかをめぐっては、議論の余地がある。議論の具体内容について、陳平原 (1998) 及び沈弘 (2002) 参照。

129) Martin (1907), pp. 210. 「二品」に関しては、清の官僚ヒエラルキーの中で、およそ隸、戸、礼、兵、刑、工六部の侍郎 (副大臣) と同格の位階にあるとされている。

130) このような大規模な宣伝がなされた背景には、中国で獲得した権益を本国民に誇示したいというアメリカ政府の思惑があったという。陳平原 (1998) 参照。

131) Martin (1900), pp. 77-78.

132) Ibid., pp. 135-136.

133) Ibid., p. 137.

今は中国人たちから命を狙われるはめになった。同じく、私がここで三十年もの間講義していた国際法の中から、彼らは公使の生命が不可侵なものだということすら学ばなかったのだ。』、と¹³⁴⁾。

このような情緒的な表現は、この時期の彼の言行には数多く見受けられる。丁韞良はおそらく、戊戌変法の失敗と義和団の乱を経て、清王朝に対し徹底的に愛想を尽かしてしまったのだろう。彼は、義和団とその背後にいる清政府を激しく批判し、光緒帝の復位と西太后の追放を求め、列強の中国分割を唱えた¹³⁵⁾。丁韞良は、包囲が解消した後アメリカへ帰国し、1900年10月23日に上陸したときには故意に、包囲を受けていた際にはそうすることを余儀なくされていた獵銃を手にした姿をして、報道写真に納まってみせた¹³⁶⁾。また、彼は、アメリカ到着後わずか3週間内に一各新聞紙の義和団事件に関する記事も執筆しながら一先にも挙げた『北京の包囲』を書き上げたのであった。この本は、身をもってこの事件を経験したものの証言として、彼が書いたほかの記事とともに、後日アメリカが清に対し報復政策に出るときに世論からの支持をもたらすことになった¹³⁷⁾。しかし、ここに列挙した彼の行動のいずれもが、後日、中国の研究者から彼が帝國主義列強の手先と批判されてしまう根拠となってしまった¹³⁸⁾。

1902年、京師大学堂は再開されたが、丁韞良など西学教習たちの契約は打ち切りになった¹³⁹⁾。その後1902年から1905年までの3年間、彼は、かつてから親交のあった洋務派の重臣である張之洞の要請で、彼の部下たちのために国際法や世界地理、西洋各国の歴史などの知識を伝授していた。この時期彼が授けた国際

134) Ibid., pp. 96-97及び田涛(2001)、101頁。

135) 丁韞良は、アメリカが中国の海南島を占領すべきだとも提言している。Martin(1900), p.155; Covell(1978), pp. 238, 243.

136) Martin(1900), pp. 2, 7; Covell(1978), p. 238.

137) Covell(1978), pp. 238-239.

138) そのような批判は、例えば、顾长声(1981)、王维俭(1985)、Wang(1985)、孙邦华(1999)、田涛(2001)などに見られる。

139) 丁韞良の契約が解消された理由として、辛丑条約の賠償金により学校運営経費が不足してしまったこと、新しく就任した官学大臣が運営方針の転換をもたらしたこと、彼が、義和団事件の後は西太后と清政府に対して厳しい非難を加えていたこと、また、学校の運営面で彼が専断的な姿勢を示していたことなどが考えられているが、はっきりとしたことはわかっていない。これについて、陈平原(1998)、沈弘(2002)などの研究がある。

法の講義ノートは、『邦交提要』(1904)という題目で出版されたという。しかし、それは、京師大学堂時代の訳書『公法千章』(1899)や『公法新編』(1902)などと同様に、出来栄えと影響力に関して、『万国公法』や、同文館時代に訳したものに及ぶものではなかった¹⁴⁰⁾。また、彼は、自らが中国で経験した、日露戦争をはじめとする国際法に深く関わる事件について、『中国の覚醒 (*The Awakening of China*)』(1907)の中で詳しく記録しているが、それらの記述は、以前とは異なり国際法の見地からの評論が失われ、代わりに事実のみを記述しようとする姿勢が見受けられる¹⁴¹⁾。

1906年初頭、一旦アメリカへ帰国していた丁韞良は、79歳の高齢にもかかわらず長老派海外伝道局から「名誉宣教師」に任命され、また中国へ戻ってきた。この任命は、給料を伴わないが、派遣先と任務内容の指定がなく、彼に活動の自由を認めるものであった¹⁴²⁾。以降10年間、彼は著述を続け、体力的問題から大人数の授業を担当することこそ難しかったものの、少人数または個人に対する授業を担当していた。その学生の一人に、袁世凱の長男袁克定がいた。袁克定は、1909年から週3回丁韞良のもとを訪れ、彼の指導の下で政治経済学、国際法及び聖書の勉強をしていたという¹⁴³⁾。

そして、1916年12月15日、丁韞良の、ほとんどを中国で過ごした長くて波乱に満ちた生涯はついに幕を閉じた。12月18日、北京の長老派教会で葬式が執り行われた後、彼の遺体は、西直門外の外国人墓地に運ばれ、妻ジェーンの墓の隣に埋葬された¹⁴⁴⁾。このときすでに清王朝は倒れ、中国は新たな危機と変革を迎えていた。また、国際法の知識が中国に普及していく一方で、日本の国際法に関する文献を中国人留学生在が大量に翻訳して本国に持ち帰ったことにより、丁韞良が50年前に作った「万国公法」に代わって、箕作麟祥の「国際法」が、中国でも訳語として定着しつつあった。これらすべてを見届けた丁韞良は、このときついに、過去の人物となったのである。

140) 田涛 (2001)、97-99頁。

141) 例えば、Martin (1907), pp. 181-195.

142) Covell (1978), p. 262.

143) Ibid., p. 263.

144) Ibid., p. 266.

VIII むすびにかえて

丁韞良は、1850年、23歳の若さで中国に渡り、1916年に89歳で北京で死去するまで、一時的な帰国と外遊の期間を除いても、かれこれ60年ほどの歳月を中国で送ることになった。さまざまな資料が示すように、これほど長期的でかつ精力的な活動を支えていた最大の原動力は、彼の敬虔な宗教心である¹⁴⁵⁾。しかし、宗教的目的を抱えていたとはいえ、彼の行ったさまざまな活動の意義は過小評価されるべきではなく、また、彼がそれらの活動に込めた情念と費やした努力とは決して否定されるべきではあるまい。実際、同時期に中国へやって来た宣教師の多くは、布教活動のみに専念するか、または、それ以外の活動をするとしても国際法とは異なる分野を選んでいる。その中で丁韞良だけが、国際法知識が中国にとって極めて重要な意義を持つことを看破したのみならず、自ら行動を起こしたことで、中国における初期の国際法受容を支えた大立者となったのである。これほどまでの業績を実現し得たのは、ひとえに彼個人の資質と問題関心の深さとに起因するものだったと考えるべきだろう。

国際法との関連という視点から中国における彼の活動を分析する上では、2回の長期帰国を境に三つの時期に分けて考えることが妥当かと思われる。すなわち、1850年の中国到着から1860年北京において天津条約の批准交換を終了するまでの第一期、1862年上海で『万国公法』漢訳に着手した後、1894年同文館総教習から離職するまでの第二期、そして、1897年に中国に戻ってから1916年に当地にて死去するまでの第三期である。第一期において、彼は、中国語の口語と漢文を習得し、かつ、古典を通じ歴史と文化を学ぶことで、西洋の文献の漢訳を実現し得るほどの知識と教養を身につけた。また、中国社会を観察し、宣教活動などを通じて中国人との交流を深め、その後の長期に渡る中国滞在の基盤を作ったとも言えよう。さらに、この時期からすでに彼は政治情勢と国際法上の事柄とに強い関心を示しており、実際に天津条約の交渉や批准交換に参加した経験から、中国にとって国際法の知識がどれほどの必要性を持つものなのかを身をもつ

145) 中国においてキリスト教を確立することに対する期待のほどは、丁韞良の著作ほぼすべてから見て取ることができる。彼の宗教心と布教活動の詳細についてはCovell (1978) が、彼の宗教的目的については孫邦華 (1999) が参考になる。

て痛感していた。彼がホイートンの『国際法原理』を漢訳する決心に至ったのはまさしくこの経験に由来するところが大きいのであり、その意味では、この時期は中国における彼の国際法関連活動の「準備期」と考えてもよいだろう。

だとするならば、続く第二期は、丁韞良の国際法関連活動の「全盛期」と呼んでも差し支えはあるまい。彼は、この時期、まず清政府の協力を得て—あるいは彼が清政府に協力して—『万国公法』漢訳を実現させた。その絶大な影響と質の高さが評価され、彼は、同文館の国際法教習、そして総教習に就任した。彼は、同文館で、国際法関連文献の翻訳作業を監督し、『星輶指掌』や『公法便覧』、『公法会通』など、重要でかつ高い評価を得ることになる訳書を完成させる一方、また、国際法講座における学生の指導などを通じて、清末の外交を担うこととなった人材を数多く育て上げた。さらに、彼は、外遊や学会などへの参加を通じて、自らの学術研究の成果を中国外に向けても発信するなど、充実した「広報活動」をも行っていた。加えて言えば、実務の分野においても、総理衙門との良好な関係を保ち、大臣たちに国際法に関する助言を行い、清政府と各国使節との間の仲介役を務めるなどして、中国における国際法の受容に影響を發揮するとともに、それを間近で観察・記録するという他では得がたい実績を残すこととなった。

この時期の華々しい活躍と比べたとき、第三期は、丁韞良の国際法関連活動の「衰退期」と考えられるべきかもしれない。彼は、この時期における中国の政治的・社会的情勢の不穏さから心身ともに大きな打撃を受けることとなった。国際法関連の著書と訳書をいくつか出版させてはいるが、これらについては昔の作品ほど優れた評価を与えられることはなかった。義和団事件前後の時期を除くと、彼の関心の対象は、国際法から政治・歴史・文化・社会など、中国の諸事情を巡る客観的著述に移ってしまったようにすら思える。もちろん、これらの著述の中には、歴史に残る国際的な大事件に関する記述も散見するが、そこからは、以前のような国際法の見地に立った鋭い評論が失われている。これらの変化は、外交を担当する中枢との関わりが希薄になったことによるところも小さくないかもしれないが、それ以上に、加齢と、波乱の情勢がもたらした体力の衰え、そして何より中国に対する心境の変化に起因していたのではないだろうか。

本稿における中心的な主題である丁韞良の中国における活動は、以上のように

まとめられる。紙幅の関係と、何よりも筆者の能力不足ゆえに、彼の業績である漢訳版の『万国公法』の翻訳手法や、その他の著書も含めた分析を加え、丁韞良が中国国際法受容に果たした影響力の大きさを明らかにする、という重要な課題は抜け落ちたかたちになってしまったが、これらについては稿を改めて論ずることとして読者諸氏の御寛恕を請いたい。ここでは、最後に、これまで見てきたような筆舌に尽くし難い多くの危険と困難さを乗り越えてまでも、彼をこうした活動へと駆り立て、それを支え続けた信念とはいったいどのようなものだったのか、という点についての私見を明らかにし、本稿の締めくくりとしたい。

丁韞良は、終始、西欧的国際法の普遍性と先進性を信じて疑わなかった。その裏返しとして、中国において彼が接した伝統的な外交観念やしきたりの多くが彼を苛立たせただろうことは想像に難くない。列強と接する際に清の政府と官員たちが感じた躊躇と疑念は、丁韞良の目には欺瞞と無礼さとして映ったことだろう。各地で多発するもめごと——「教案」——に関しても、彼は、条約の規定を遵守しない当地の官員と民衆との野蛮と蒙昧さによるものだと決め付けていた¹⁴⁶⁾。彼が、国際法に関して中国に期待していたもの、それは中国が、自国の「古臭い」伝統を放棄し、西欧的国際法秩序に加わりその一員となることに他ならなかった。彼は、このことを強く願い、また、心底からそれが中国のためになることだと信じていた。このような態度は、文化相対主義の洗礼を受け、多元的な世界観を前提とするに至った現代の国際法原理においては、それこそ「古臭い」ものであり、忌避すべきものと考えられるだろう。このように考えるならば、丁韞良を「西洋帝国主義の走狗」とであると痛罵する見解も、ある程度の説得力をもって響いてくる。

しかし、忘れてはならないのは、こうした西洋優越主義に基づく恩恵的な意識は、なにも丁韞良個人の問題ではなく、その時代の国際法学者の、さらに言えば国際法そのものの特性であり、限界でもあった、という事実である。ピトリアやジェンティーリ、グロティウスの下で、普遍的・客観的な規範として構成される「諸国民の法」として成長を開始した¹⁴⁷⁾はずの国際法は、いつしか世界を、それ

146) Martin (1896), pp. 439-457.

を知る者と知らぬ者との切り分け、前者が後者に服属を強要するための道具へと、あるいは、そうした服属の見返りとして下賜される類のものへとなり果ててしまっていた。丁韞良もまた、その時代的制約からは逃れることができなかったのである。

147) 特にグロティウスの国際法思想については、山内進「フーゴー・グロティウス」、勝田有恒・山内進編『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』（ミネルヴァ書房、2008）、129-130頁参照。

主要参考文献

William Alexander Parsons Martin,

—— *A Cycle of Cathay; or, China, South and North* (Edinburgh & London, 1896).

—— *The Siege in Peking: China Against the World* (Edinburgh & London, 1900)

—— *The Lore of Cathay: or the Intellect of China* (New York, Chicago & Toronto, 1901).

—— *The Awakening of China* (New York, 1907).

Triennial Calendar of the Tungwen College (4th iss.) (Peking, 1888).

丁韪良著、仙田謹一郎訓点『支那古代万国公法』（明法志林社、明治19年）

〈清〉寶鋆等修、《籌辦夷務始末（同治朝）》五、六、沈雲龍主編《近代中国史料叢刊》
第62輯（文海出版社、1972年）

恵頓著、丁韪良訳、西周訓点『万国公法』（京都崇実館存版、開成所翻刻、慶応元年）

呉爾璽著、丁韪良訳、水野忠雄訓点『訓点公法便覧』（丸屋善七、明治11年）

住吉良人

——「西欧国際法学の日本への移入とその展開」、『法律論叢』第42巻4・5・6合併号（明治大学法律研究所、1969年）

——「明治初期における国際法の導入」、『国際法外交雑誌』第71巻5・6合併号（国際法学会、1973年）

張嘉寧「『万国公法』成立事情と翻訳問題—その中国語訳と和訳をめぐる—」、加藤周一・丸山真男編『日本近代思想体系15 翻訳の思想』（岩波書店、1991年）

松隈清「ホイートンの「国際法原理」探訪」、『国際法史の群像—その人と思想を訪ねて—』（酒井書店、1992年）

韓相熙

——「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(一)—日本の学者たちの研究を中心に—」、『法政研究』第74巻第1号（九州大学法政学会、2007年7月）

——「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(二)—中国の学者たちの研究を中心に—」、『法政研究』第74巻第2号（九州大学法政学会、2007年10月）

——「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(三)—日本の学者たちの研究を中心に—」、『法政研究』第74巻第3号（九州大学法政学会、2007年12月）

——「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(完)—結論と著作目録—」、『法

政研究』第74卷第4号(九州大学法政学会、2008年3月)

Henry Wheaton, *Elements of International Law* (6th ed.) (edited by William Beach Lawrence, Boston, 1855).

Immanuel C. Y. Hsü, *China's Entrance into the Family of Nations: The Diplomatic Phase 1858-1880* (Harvard University Press, 1960).

Ralph Covell, *W. A. P. Martin: Pioneer of Progress in China* (Washington D.C., 1978).

Wang Tieya

China and International Law, An Historical Perspective, *International Law and the Grotian Heritage* (T.M.C. Asser Instituut, The Hague, 1985).

International Law in China: Historical and Contemporary Perspectives, *Recueil Des Cours 1990 II* (Academie de Droit International de la Haye, Martinus Nijhoff Publishers, 1991).

顾长声《传教士与近代中国》(上海人民出版社, 1981年)

王维俭

——〈丁韪良和京师同文馆〉,《中山大学学报(哲学社会科学版)》(1984年第2期)

——〈林则徐翻译西方国际法著作考略〉,《中山大学学报(哲学社会科学版)》(1985年第1期)

——〈普丹大沽口船舶事件和西方国际法传入中国〉,《学术研究》(1985年第5期)

王开玺

——〈从清代中外关系中的“礼仪之争”看中国半殖民地化的历史轨迹〉,《北京师范大学学报(社会科学版)》(1994年第2期)

——〈中国近代外交礼仪略论〉,《外交学院学报》(2000年第1期)

陈平原〈不被承认的校长〉,《读书》(1998年第4期)

杨泽伟〈近代国际法输入中国及其影响〉,《法学研究》(1999年第3期)

孙邦华〈简论丁韪良〉,《史林》(1999年第4期)

田涛《国际法输入与晚清中国》(济南出版社, 2001年)

何勤华

——《〈万国公法〉与清末国际法》,《法学研究》(2001年第5期)

——〈传教士与中国近代法学〉,《法制与社会发展》(2004年第5期)

(294) 一橋法学 第9卷 第3号 2010年11月

沈弘〈丁韪良：如何评价他在北大校史中的地位？——与陈平原教授商榷〉，《跨文化对话（第8期）》（2002年3月）

张用心〈《万国公法》的几个问题〉，《北京大学学报（哲学社会科学版）》第42卷第3期（2005年5月）